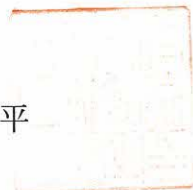


公募型プロポーザル公告

なわてふれあい教室運営業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和6年9月27日

四條畷市長 東 修 平



記

1 業務概要

- (1) 業 務 名 なわてふれあい教室運営業務委託
- (2) 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
※契約締結後から令和7年3月31日までを業務の準備期間とする。
- (3) 業 務 内 容 別紙、なわてふれあい教室運営業務委託仕様書のとおり

2 予算限度額

1,000,000,000 円（非課税）を上限とする。

※ 本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業で、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の項目を全て満たすことを応募要件とする。

- (1) 本業務の応募申請書等提出時において、四條畷市建設工事等競争入札参加資格者名簿の種目「その他業務」の取扱品目「その他」で登録していること。
※未登録の場合は、受託候補者として選定した後、速やかに登録すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。

- (5) 健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- (6) 四條畷市を含む大阪府内の各自治体で指名停止を受けていないこと。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の運営業務について、過去5年以内（平成31年4月1日から令和6年3月31日）に1つの地方自治体から1会計年度あたり、合計16支援以上の支援単位の運営業務を完了（一部完了を含む）した実績があり、かつその実績が通算して3年以上あること。
- (8) 四條畷市暴力団排除条例（平成24年四條畷市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 大阪府内に本店、支店または営業所を有していること。

4 参加申出手続

別紙、なわてふれあい教室運営業務委託プロポーザル実施要領のとおり

5 添付資料

- (1) なわてふれあい教室運営業務委託プロポーザル実施要領
- (2) なわてふれあい教室運営業務委託仕様書

6 問合せ先

〒575-8501

四條畷市中野本町1番1号 四條畷市役所東別館2階

四條畷市教育委員会 社会教育部スポーツ・青少年課

電話:072-877-2121 または 0743-71-0330（内線282）

FAX:072-877-8300

E-Mail:syakaikyoku@city.shijonawate.lg.jp